

和歌山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方も子育て世帯生活支援特別給付金の対象となります。

◎収入による制限について

申請者本人及び扶養義務者について、令和2年2月以降の任意の月1か月の収入合計額を1.2倍した額が収入基準額を下回る場合は、子育て世帯生活支援特別給付金の対象となります。

【収入基準額】

生計を同じくし養っている親族数	申請者本人の収入基準額	扶養義務者の収入基準額
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円
	① 16歳以上23歳未満の親族がいる場合は、その人数×150,000円を加算 ②70歳以上の親族がいる場合は、その人数×100,000円を加算	① 70歳以上の親族がいる場合は、その人数×60,000円を加算

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額になります。

※収入基準額の要件を満たさない場合でも、所得要件で対象となる場合があります。詳しくはこども家庭課までお問合せください。

◎給付額

児童一人当たり一律5万円

◎提出書類

- 「子育て世帯生活支援特別給付金申請書(請求書)」【③-1】
- 「申請者本人の確認書類のコピー」①写真付の官公庁発行のもの1点(運転免許証、マイナンバーカード等)又は②「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されているもの2点(健康保険証、年金手帳等)
- 「受取口座を確認できる書類のコピー」※児童扶養手当の登録口座と同じ場合は不要
- 「児童扶養手当の支給要件を確認できる書類」(戸籍謄本等)※児童扶養手当認定者は不要
- 本人及び扶養義務者全員分の「簡易な収入見込額の申立書」【③-2 ③-3】及び「申立書に記入した収入の内容が証明できる書類」(令和2年2月以降の任意の月の給与明細書、帳簿、年金振込通知書等)

◎申請期限

令和4年2月28日までにこども家庭課までご提出ください。(郵送可)